

## 建設経済常任委員会

**改正後、有利となつた**

### 農業者年金に加入を

町一般会計補正予算（第  
七号）の関係分

なつてゐる。

問 家畜排せつ物処理施設整備

事業で、今回の補正分で整備  
済みとなるのか。また、この  
堆肥舎の補助対象となる頭数  
基準はいくらくか。

答 当初予算で十八棟分の九〇

〇万円を計上し、今回が八棟  
分四〇〇万円、計二六棟で一、  
三〇〇万円の予算となつた。

補助対象基準は、牛が一〇  
頭、豚が一〇〇頭、鶏が二千  
羽以上となつてゐる。この町  
単事業のほかに、国のリース  
事業で整備する農家が三戸、

それとバイオマス事業施設を

利用する農家が数戸あり、そ  
れらを除くと、一〇頭以上の  
農家全体では、ほぼ整備

済みと思われる。

平成十六年十一月から、「家  
畜排せつ物法」が施行され、  
野積み等をした場合、法に抵  
触することから、処理施設未  
整備の対象農家に対しては、  
自分のところで一定期間置い  
てから、ほ場のほうに運ぶな  
どの手立てをとるよう指導を  
行つてゐる。

問 家畜排せつ物を田や畠に、  
どれくらいの期間まで置いて  
いいのか。

答 故意に言えば、持ち込んだ  
ら、速やかに耕耘することが  
原則であり、具体的には規定  
はされていない。近くに人家  
があつたり、周りの状況にも  
よるが、町としては、速やか  
に耕耘するよう指導を行つて  
いる。

問 東谷町営住宅建設で、事業  
の進め方は。

答 住宅の建設費は、一棟あた  
り二千万円程度で、四棟全部  
を町内業者に発注したいと考え  
てゐる。建築の資格審査を  
受けた指名願いを出している  
業者が十八社ほどあり、それ  
らの業者が対象としたい。



整備が進むられる堆肥舎